

第18回軽米町議会定例会令和6年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会

令和 7年 9月 10日 (水)
午前 9時 58分 開 議

議 事 日 程

- 議案第 1号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第 2号 財産の譲渡に関し議決を求めることについて
- 議案第 3号 令和6年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 4号 令和6年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5号 令和6年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6号 令和6年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7号 令和6年度軽米町水道事業会計決算の認定について
- 議案第 8号 令和6年度軽米町下水道事業会計決算の認定について
- 議案第 9号 令和7年度軽米町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第10号 令和7年度軽米町水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第11号 令和7年度軽米町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第12号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○出席委員（10名）

1番 田 中 祐 典 君	2番 甲 斐 錦 康 君
3番 上 山 誠 君	4番 西 館 徳 松 君
5番 江刺家 静 子 君	6番 中 村 正 志 君
7番 田 村 せ つ 君	8番 茶 屋 隆 君
10番 細谷地 多 門 君	11番 本 田 秀 一 君

○欠席委員（1名）

9番 大 村 稲 君

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町	長	山 本 賢 一 君
副 町	長	江刺家 雅 弘 君
総務課	長	日 山 一 則 君
政策推進課	長	野 中 孝 博 君
政策推進課主幹		鶴 飼 義 信 君
会計管理者兼税務会計課長		寺 地 隆 之 君
税務会計課主幹		於 本 博 之 君
町民生活課長		輪 達 ひろか 君
健康福祉課長		竹 澤 泰 司 君
健康福祉課主幹		日 向 安 子 君
地域整備課長		神久保 恵 藏 君
水道事業所長		神久保 恵 藏 君
教育委員会教育長		久 保 智 克 君
教育委員会事務局教育次長		古 館 寿 徳 君
選挙管理委員会事務局長		日 山 一 則 君
監査委員事務局長		関 向 孝 行 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	関 向 孝 行 君
議会事務局主任	竹 林 亜 里 君
議会事務局主事補	向屋敷 茅 君

◎開議の宣告

○委員長（細谷地多門君） それでは、昨日の委員会の休憩前に引き続き、本日再開したいと思います。

ただいまの出席委員は10人です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

（午前 9時58分）

◎答弁漏れについて

○委員長（細谷地多門君） 冒頭、先に町民生活課長のほうから昨日の質問に対しての答弁を行いたいという申出がありましたので、許可したいと思います。

町民生活課長、輪達ひろか君。

○町民生活課長（輪達ひろか君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（細谷地多門君） どの部分かしやべってから説明してください。

○町民生活課長（輪達ひろか君） 昨日江刺家委員からご質問のありました岩手県後期高齢者医療広域連合の基金の残高ということでご質問をいただきましたので、そちらについてお答えいたします。

まだ令和5年度の分までしか公表されていないようなのですけれども、まず令和5年度の残高が42億9,758万3,000円でございます。そして、令和6年度に入りましての令和7年2月の定例会、こちら中村委員のほうが議員となって出席しておられる議会のようございますけれども、こちらのほうで基金の積立金ということで、令和6年度は9億2,852万2,000円という合計額が出ております。こちらをまず単純に足しますと、現在52億2,600万円ということになります。

詳しくはホームページにも掲載されているようですが、こちらもご確認いただければと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） 江刺家委員、よろしいですか。

○5番（江刺家静子君） はい。

○委員長（細谷地多門君） もう一方、何か申出がありましたので、地域整備課長、神久保恵蔵君。

○地域整備課長（神久保恵蔵君） 議案第8号の下水道事業会計の決算の関係ですけれども、中村委員のほうから、監査意見のほうで収入未済額が56万6,147円について説明に不足がありますので、再度説明させていただきます。

収入未済額56万6,147円につきましては、令和5年度分は完了しております

す。令和6年度につきましては、1件未済額がございますので56万6,147円に対しまして、8月末の収入額が54万2,427円で現在の残高が2万3,720円の未済額がございます。人数は、1人となっております。その部分の説明が不足しておりましたので、大変申し訳ありませんでした。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員、よろしいですか。

○6番（中村正志君） はい。

◎議案第9号の審査

○委員長（細谷地多門君） それでは、議案第9号 令和7年度軽米町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

担当課のほうから説明を求めます。

総務課長、日山一則君。

〔「歳入やるとか進め方を」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） それでは、議案第9号について皆さんにお諮りしたいと思いますが、歳入全体についての当局の説明を求めて、次に質疑、そして歳出の款ごとに説明を求めるということでよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） それでは、そのようにお願いいいたします。

総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） おはようございます。それでは、議案第9号 令和7年度軽米町一般会計補正予算（第3号）について歳入予算の事項別明細書により説明したいと思います。

予算書のほう、7ページをお開きください。歳入予算でございます。まず最初に、11款地方交付税、1項地方交付税、1目1節地方交付税でございますが、1億205万8,000円を減額し、29億5,094万2,000円とするものです。普通交付税の交付額決定により減額補正するものです。減額となりました要因につきましては、当初予算編成時におきまして、国から示される普通交付税算定基準等を基に普通交付税額を積算いたしましたが、基準財政需要額が若干過大に見積もられたほか、基準財政収入額の減額幅、主に固定資産税償却資産について減額する幅を過大に見積もったことなどによりまして、今回の減額補正となったものです。

なお、前年度の普通交付税額と比較いたしまして270万8,000円の減となっております。

次に、13款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、3節母子福祉費負担金でございますが、未熟児養育医療給付費徴収金を12万円増額するものです。未熟児養育医療制度とは、身体の発育が未熟な状態で出産し、入院治療が必要

と医師が判断した乳児に対し、その治療費を公費で助成する制度でございまして、今後の給付費に不足を生じることから補正するものです。

なお、この徴収金は保護者の自己負担となるものですが、医療費助成により実質的な負担は生じないというものです。

また、この事業に関連いたしまして、公費負担ということで国庫支出金及び県支出金についても予算計上しておりますので、ここで併せてご説明申し上げます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、5節養育医療負担金でございますが、こちらにつきましては未熟児養育医療給付費負担金39万円を増額しております。国からは、給付費から保護者の徴収金を差し引いた基準額の2分の1の39万円が交付となるものです。

また、県支出金を御覧いただきたいので、8ページをお願いいたします。8ページの16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、6節養育医療負担金でございます。こちらにつきましては、先ほどと同様に計算した基準額の4分の1である19万5,000円が県から交付ということで、その額を計上しております。

それでは、また国庫支出金のほうに戻って説明いたしますので、7ページのほうを御覧ください。2項の国庫補助金でございます。1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金ですが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これは定額減税補足給付金分でございますが、545万円を増額するものです。次に、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金ですが、障害者総合支援事業費補助金を8万2,000円増額するものです。これは、改正障害者総合支援法で新たに創設されました就労選択支援のサービスが本年10月から開始されることに伴い、関連するシステム改修に要する経費の2分の1が国から交付されることから計上したもので

す。

それでは、8ページを御覧ください。16款県支出金の3項委託金です。1目総務費委託金、4節統計調査費委託金ですが、こちらにつきましては今年度実施いたします国勢調査の関係でございますが、調査員報酬等の増額に伴います交付金を21万5,000円増額するものでございます。

次に、17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、1節利子及び配当金でございますが、財政調整基金利子を57万4,000円、中小企業資金融資基金利子2万4,000円を増額するものです。財政調整基金利子につきましては、岩手県が令和7年度第1回公募公債として発行しましたグリーン／ブルーボンド50億円のうち、町で1億円の債権を購入、取得し、その利回りが1.149%に決定されたことから、今回予算計上したものでございます。このグリーン／ブルーボンドは、5年満期一括償還の市場公募債で年2回の利払いがあるものです。令和6年度におきましても2,000万円の債権を取得し、運用しているところでご

ざいます。中小企業資金融資基金利子については、預金利率の上昇により増額するものでございます。

次に、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金でございますが、6,537万8,000円を減額するものです。これにつきましては、先ほど申し上げました普通交付税の額の決定、あるいはこれから説明いたします前年度の繰越金の額の決定及び今回補正する事業費の財源等を調整し、その結果、減額するものでございます。

次に、9ページを御覧ください。20款繰越金でございますが、こちらにつきましては、前年度繰越金の額が決定されましたことから4億2,544万6,000円を増額するものでございます。

最後に、21款諸収入、4項雑入でございます。こちらにつきましては、県道二戸軽米線改良事業に伴い、支障となっている伝送路の移転補償費ということで157万2,000円を計上したものでございます。

以上、歳入予算の説明といたします。

○委員長（細谷地多門君）　歳入について、質疑を受けたいと思います。どなたかござりますか。

中村委員。

○6番（中村正志君）　初めてこういうことを聞くのですけれども、繰越金についてちょっとお伺いしたいと思います。繰越金というと、町の財政というのは歳入があつて歳出がある。歳出よりも歳入が上回ったということが、すなわち繰越金につながるのだとは思うのですけれども、町の財政というのは、別に営利目的のものではないので、見ていれば、国からの支出金とか県からの支出金等は、その事業に合わせた形での補助金というような形で来ると思うので、それをやり残したとか、できなかつたということになれば、当然返すとか、そういうふうなものになる。それで、なおかつ最終的に繰越しが出るという、黒字という言葉を使っているのですけれども、その場合、どのようなことが考えられるのかなと、私今ふと思ったのですけれども、というのは、現状からいって、まず自主財源の町税が歳出を上回っている現状だというふうに理解していいのかなというふうにちょっと考えたのですけれども、その辺はどうなのですか、この繰越金額がこれだけ出ているという理由として。

○委員長（細谷地多門君）　総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君）　ただいまのご質問、繰越金があるというようなことでございますけれども、当然当初予算編成時に、町税をはじめ自主財源がどのくらいあるか、あるいは先ほど申し上げました依存財源の最たるもの、地方交付税の積算、そういうものを加味しながら事業を選定しているわけでございますけれども、繰越金が多くなったという理由の一つには、やはり予算よりも超過する歳入があったという

部分は、ひとつ考えられるものでございます。

ただ、先ほど委員おっしゃるとおり、事業ができなかつたという部分は決していなかつたわけでございますので、やはり最終的に繰越金も年々引き継いでまいります。その部分が、一応黒字という形で財源になつてゐるわけですけれども、決算の冒頭説明した実質収支とか単年度収支の話で、実質収支は黒字で単年度収支は赤字だったというような説明を申し上げましたが、いわゆる繰越金が引き継いできた中で、実際の単年度の収入、支出を比較した場合、赤字が生じてゐるということは、見積もつた以上に歳出のほうが多かつたのだというふうなことが見てとれるわけでございます。

そのため、やはり地方財政法第7条で剰余金が発生した場合には、翌々年度までに、その2分の1を超える部分を積み立てなければならない、あるいは義務的経費である公債費の繰上償還に充てなければならないというふうな財政の健全化を示すような法が規定されておるわけでございます。

そういう部分を考えますと、実際に予算を補正して、例えば剰余金が見込まれる部分を財調なり、あるいは減債基金に積むといった手だてもあるわけです。そうしますと、当然繰越金はゼロに近づく、そういう形にならうかと思います。

ちょっと答弁にはなつてないよう思いますけれども、いきなりの質問でちょっと私もうまく説明できませんが、そういう中で予算執行が適正に行われるようになりますからも努めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか、中村委員。

そのほか歳入全般、よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） それでは、歳出のほうに入ります。歳出の説明をお願いします。

総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） それでは、総務課所管分からご説明申し上げます。

予算書のほうは、10ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。こちらにつきましては、2節、3節、4節と職員の人事費の補正となっております。今回の補正につきましては、職員及び会計年度任用職員の予算につきましては、当初編成時から異動等により配置が替わつてございます。そのため、各科目間で調整を行いまして、今後給与等の支給に支障が生じる部分のみ増額の補正をしております。ですので、実際不用減となる部分は今回補正しておりませんので、人件費の増額補正のみとなっております。

なお、11ページの2項企画費以降10款まで、このように2節、3節、4節、

あと一部会計年度任用職員の通勤手当でございます旅費の費用弁償の部分につきましては、こういった理由から増額というものでございますので、各所管課、担当課の説明は、この部分については割愛させていただきたいので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、10ページの2目文書広報費についてご説明申し上げます。12節の委託料、伝送路移転業務委託料1, 255万8,000円を増額補正するものでございます。先ほど歳入予算の雑入、諸収入の中でもご説明いたしましたが、県道二戸軽米線改良事業に伴います伝送路移転業務委託料でございますが、この補償金をもらって事業を実施しておりますが、こちらについてNTT東日本株式会社と北日本通信株式会社への業務委託する内容でございます。

次に、4目財産管理費でございます。2億1, 473万4,000円を増額し、2億5, 583万9,000円とするものです。こちら12節委託料につきましては、住民の方からの支障木伐採の要望がございまして、こちら旧米田小学校のグラウンドに桜の木があるのですが、それが民家のほうへ枝がかかっているということで、その部分の伐採ということで52万4,000円を計上しております。また、旧笛渡教員住宅及び旧笛渡保育園の土地及び建物につきまして、売却を計画するために不動産鑑定委託料63万5,000円を計上しております。

それから、24節積立金につきましては、財政調整基金利子組入れとして57万5,000円を計上しております。これは、先ほど申し上げました岩手県のグリーン／ブルーボンドの利払いの部分を計上したものでございます。また、町債減債基金元本積立2億円及び公共施設等総合管理基金元本積立1, 300万円、合わせて2億1, 300万円を計上しております。これは、前年度繰越金の確定に伴いまして、先ほども申し上げましたが、地方財政法第7条の規定において、歳入歳出の決算剰余金が生じた場合には、2分の1を下らない金額を翌々年度までに積み立てると、または繰上償還の財源に充てるということが義務づけられておりますので、その規定に基づいて繰越金4億2, 544万7,000円の2分の1相当額の2億1, 300万円を積立てするものでございます。

総務課所管分は、以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 政策推進課長、野中孝博君。

○政策推進課長（野中孝博君） おはようございます。それでは、政策推進課分の補正予算の説明をさせていただきます。

補正予算書10ページ、9目の国内交流費となります。補正予算額につきましては、18節負担金、補助及び交付金の30万円、内容としましてはふるさと会の設立準備の事業費補助金となります。内容につきましては、宮城県を中心としたふるさと会の設立準備会を支援するための補助金となります。これまで設立に必要な賛

同者、会の運営に必要な事務局員として参加いただける方を探してまいりました。その中で、宮城県在住の町のご出身の賛同者5名に加えまして、県議会議員の松本先生からも設立に向けた取組に協力いただけるということでご了承いただいたものです。

今後予算成立後、賛同者、協力者等の打合せを行いまして、町としての支援内容を説明して、引き続き協力、支援してまいりたいと考えております。

なお、補助金の内容でございますが、消耗品、用紙類、封筒、郵送料、郵便代、あと会場借上料等を想定してございます。

説明は、以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 政策推進課主幹、鶴飼義信君。

○政策推進課主幹（鶴飼義信君） それでは、政策推進課分、もう一件ご説明させていただきます。

ページは、12ページとなります。2款総務費、6項統計調査費になります。1目の統計調査総務費につきましては、人件費になりますので割愛させていただきます。

2目委託統計調査費、補正額が21万5,000円となります。科目としましては、報酬18万6,000円、役務費2万9,000円の増額となってございます。こちらは、国勢調査に係る県委託金の内示額がございましたので、歳入のほうの8ページのほうにも掲載させていただいておりますが、同額を補正させていただくものになります。内容といたしましては、報酬の単価の部分が、前回令和2年の調査より若干増となったことによる増額となってございます。

以上となります。

○委員長（細谷地多門君） 教育委員会事務局教育次長、古館寿徳君。

○教育委員会事務局教育次長（古館寿徳君） おはようございます。では、教育委員会関連部分についてご説明いたします。

予算書10ページをお願いいたします。12目文化交流センター費であります。10節需用費は、イベント開催時のステージで使用する座布団等を購入したいと思っております。同じく10節の印刷製本費であります。イベント用のPR用ポスター、チラシ、入場整理券等の作成経費であります。13節使用料及び賃借料であります。イベント開催時の舞台演出用の大道具、具体的には落語を予定しております。バックに使う金屏風のほうをリースしたいと考えています。そちらの借上料でございます。17節備品購入費でありますけれども、こちらも舞台用の毛せんといいまして、レッドカーペットみたいなものだと思っていただければいいのですが、落語のときに使用したいと、その後はかるまい文化交流センターで、そういう古典系のイベント等で使えるということで備品としてそろえたいということで、1

6万9,000円の補正をお願いしたいというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（細谷地多門君） 税務会計課長、寺地隆之君。

○税務会計課長（寺地隆之君） 税務会計課分でございます。11ページのほうを御覧いただきたいと思います。

2款総務費、3項徴税費、2目賦課徴収費でございます。18節の負担金、補助及び交付金として545万円を計上させていただいております。昨年度に実施した定額減税調整給付に不足分が生じた方などに対し、その金額を不足額等給付金として給付する事業でございます。令和6年中の所得額、税額等の確定に伴い、対象者数が当初の見込みより増加したことから、補正をお願いするものでございます。歳入でもご説明ございましたが、地方創生臨時交付金の国庫を財源とする事業でございます。

以上となります。

○委員長（細谷地多門君） 2款総務費の歳出部分で全般について説明いただきました。

ちょっと幾らか長いので、1項、2項というふうに項に分けて質疑を受けたいと思います。よろしいでしょうか。

1項総務管理費、質疑ございませんか。

中村委員。

○6番（中村正志君） 1つ目は、庁舎等の敷地、これは旧米田小学校の桜の木を伐採するというお話をしたけれども、それに関連して、何か今朝のデイリー東北に1面で大々的に出ていましたけれども、アメリカシロヒトリという毛虫が非常に大発生しているというのが、八戸市のほうだけでなく岩手県内でもかなりあるというふうな、私も先日北上市に行ったら、県内の人たちがみんな集まっていましたけれども、県内の人たちもみんな知っていた、知らないのは私だけだったというような状況だったのですけれども、軽米町では、そういう毛虫の状況は、何か情報を得ているのでしょうか。

というのは、木の下にいれば上から毛虫が落ちてくるという、私自身それ実際この前体験しました。何かあんまりよくない毛虫だなというような話だったのですけれども、その辺の状況はどのように捕らえていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） 総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） ただいまのご質問でございますが、今朝当課でもそういった話題で、毛虫が発生しているよというのが記事に載っていましたよということで話題にはなっておりました。ただ、そういったことに関して、大変だとか、駆除とかという相談、町民からの問合せ等は、町民生活課等を確認しましたけれども、ございませんでした。

ですが、以前にもマイマイガとか、いろいろ大量発生したこともございますので、そういう状況を見ながら他市町村の取組等も参考にしながら、その部分については注視してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

中村委員。

○6番（中村正志君） ありがとうございました。これからそういうふうなことも起こり得るかと思いますので、というのはもう八戸市辺りだと公園に行くと朝から殺虫剤をまいて、ここは通らないでくださいとかというふうな状況も、今現在やっているような状況だったので、早め早めに対処するべきではないかなと思ったりしたので、ちょっとお聞きしました。

それで次のあれですけれども、ふるさと会、仙台市のこれはひとつ確認ですけれども、事前打合せもしているかとは思うのですけれども、宮城県内だけの人たちを対象にしようとしているのか、仙台市と言えば東北の拠点でもありますので、幅広く東北エリアまで含めて呼びかけていこうとしているのか、その辺の打合せの状況はどのようにされていましたか。

○委員長（細谷地多門君） 政策推進課長、野中孝博君。

○政策推進課長（野中孝博君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、宮城県を中心としたふるさと会の設立については、まだこれからメンバーとなる皆様で、そのようなことは考えていただきたいと考えておりますけれども、まず我々の考え方としましては、委員おっしゃるように宮城県は東北の中心でもあるというふうなことでございますので、まずふるさと会にご賛同いただける東北の方であれば、参加していただけるようなことにしたいなと考えておりますので、その辺はこれから賛同者の皆様にはお話ししてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

中村委員。

○6番（中村正志君） ありがとうございます。というのは、在京軽米会等に行っても、何か関東周辺だとか、東北からも東京都に来ている人もいたりして、やはり軽米町出身の人たちと会える日、会える場というのがなかなかないので、それを利用してお会いしたいというふうな人たちもいるのではないかと思いますので、ぜひ幅広くやっていただければなと思います。

そこで、これからその5人が協力して賛同者を得たというお話でしたけれども、仙台市にいる人たちだけにお任せするのではなく、軽米町が一緒になって呼びかけをやっていただきたいのですけれども、そこでこういう呼びかけをしていると

いうのを軽米町民全体に周知して、軽米町に住んでいる人が仙台市にいる人を知っているから、軽米町の人から仙台市の人へ直接こういうのがあるそうだから、ぜひ参加してみないかとかというふうに軽米町の人たちからの協力を得るような手立てをしてほしいなど。

私自身も仙台市に知っている人たちもいますので、ぜひそれに参加していただければ、十分私たちも逆に仙台市に行ったときに一緒にお会いできるのかなと思ったりして、そういうふうな形で盛り上げていきたいと思いますので、ぜひそういうやり方をお願いしたいなと思いますけれども、よろしくお願ひします。いかがでしようか。

○委員長（細谷地多門君） 政策推進課長、野中孝博君。

○政策推進課長（野中孝博君） ただいまのご意見にお答えいたします。

まず、周知方法については、委員おっしゃるとおり、町内にいらっしゃる、町内居住の方で親戚なり、お知り合いの方が仙台市にいらっしゃる方もいらっしゃると思いますので、周知方法については、町の広報かるまいお知らせ版などでも設立の準備を進めていますというようなことをお知らせしたいと考えておりますので、そういういた様々な周知方法を通じまして、たくさんの方にご賛同いただいて、ふるさと会のほうに入っていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

○6番（中村正志君） はい。

○委員長（細谷地多門君） 1項総務管理費について、なければ2項のほうに行きますがよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 1項を終わりたいと思います。

2項企画費、ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ないようですので、3項徴税費。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 調整給付不足額等給付金ということですけれども、これが歳入にもちようどこの金額があると思いますが、去年、去年というか、前に給付した物価高騰による給付金とこれは関連しているのですか。何か不足額等給付金となっているので。

○委員長（細谷地多門君） 税務会計課長、寺地隆之君。

○税務会計課長（寺地隆之君） 江刺家委員のご質問にお答えいたします。

今回実施しております調整給付不足額等給付金につきましては、令和6年度に税

務会計課で実施いたしました定額減税の調整給付、定額減税で減税しきれなかった分を補足給付を令和6年度に行った分がございました。そちらを不足額について給付するという事業になります。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） ということは、町民にこれを給付金としていくというわけではなくて、財政的な措置というか、歳入歳出の関係ですか。個人に行く給付金ではなくて、何というか名前が分かりませんが。

○委員長（細谷地多門君） 税務会計課長、寺地隆之君。

○税務会計課長（寺地隆之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

給付金ですので、納税義務者の方、対象者となる方には現金で給付となります。
以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） そうすると、また申請とか必要ではなくてこっちから給付しますというお知らせが行くのですか。

○委員長（細谷地多門君） 税務会計課長、寺地隆之君。

○税務会計課長（寺地隆之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

明らかにこちらで対象となることが明確な方には、プッシュ型の給付ということで給付のお知らせのほうを8月に発送しております。その他の方々に関しましては、確認書というのを対象者の方々にお送りしております、こちらの確認書の中身をご確認いただいて、提出いただいたものをもって給付の手続を取らせていただきます。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

○5番（江刺家静子君） はい。

○委員長（細谷地多門君） 3項ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） 4項戸籍住民基本台帳費、5項選挙費、6項統計調査費、なし。

[「なし」と言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） それでは、3款民生費。よろしいですか。

健康福祉課長、竹澤泰司君。

○健康福祉課長（竹澤泰司君） それでは、3款民生費につきまして、健康福祉課分をご説明いたします。

3款1項社会福祉費、6目障害者福祉費、12節委託料でございます。こちら障害福祉管理システム改修業務委託料として16万5,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、新たに就労選択支援制度の創設に伴いまして、障害者福祉管理システム改修費として計上したものでございます。

続きまして、2項児童福祉費、4目児童福祉施設費、10節需用費66万円計上しております。こちらにつきましては、晴山保育園の雨樋が破損しております、そちらの修繕費に充てるために計上したものでございます。

3款につきましては、以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 町民生活課長、輪達ひろか君。

○町民生活課長（輪達ひろか君） 町民生活課分です。3款民生費、2項児童福祉費、3目母子福祉費、19節扶助費です。未熟児養育医療給付費90万円です。こちらは、身体の発達が未熟なまま産まれて、入院を必要とする乳児に対して指定医療機関での入院医療費を給付しております。現在お一人該当となっておりまして、今後の入院治療継続の可能性と、また今後新規の該当者があった場合を想定しまして、増額の補正をお願いするものです。

以上、よろしくお願ひいたします。

○委員長（細谷地多門君） 3款民生費の1項、2項を説明いただきました。

質疑を受けたいと思います。全般について。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 未熟児養育医療給付費というのは、これは現物給付というか病院に行くものですか、それとも保護者の方に申請してもらうという方式でしょうか、お伺いいたします。

○委員長（細谷地多門君） 町民生活課長、輪達ひろか君。

○町民生活課長（輪達ひろか君） お答えいたします。

まず、こちら町からの支払いは、社会保険診療報酬支払基金宛てとなります。各世帯のほうには、医療費助成というものがありますので、歳入のほうにありました負担金等も本来であれば所得によって自己負担額等あるのですけれども、医療費給付のほうで、こちらのほうを納付に替えますので、ご家庭からの支出というのは実際ないということになります。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

3款、民生費全般ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） なしという声ですので、終わりたいと思います。

4款衛生費、説明をいただきます。

健康福祉課長、竹澤泰司君。

○健康福祉課長（竹澤泰司君） それでは、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、12節委託料についてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、副業型地域活性化起業人制度を活用いたしまして、民間企業の専門知識、業務経験、人脈等を活用し、町の保健活動における課題解決に向けた取組を行うため100万円を計上いたしております。

説明は、以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 4款衛生費、説明をいただきました。

質疑を受けたいと思います。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） それでは、14ページでございます。4款衛生費、3項水道費、1目水道事業整備費でございますが、2万1,000円増額し、1億1,484万7,000円とするものです。18節負担金、補助及び交付金について、令和6年度に借入れした水道事業での企業債の利率が確定となりましたので、その分の補助金が増となったことから今回増額補正とするものでございます。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） 4款衛生費について質疑を受けたいと思います。ございませんか。

中村委員。

○6番（中村正志君） 先ほど副業型地域活性化起業人委託料という、ただそれだけしゃべったのですけれども、何のことなのか私は全然理解できないのですけれども、その内容の説明をお願いします。

○委員長（細谷地多門君） 健康福祉課主幹、日向安子君。

○健康福祉課主幹（日向安子君） 中村委員のご質問にお答えいたします。

副業型地域活性化起業人といいますのが、企業に所属する個人と自治体が協定を締結いたしましてご協力をいただくものとなっておりまして、あとは勤務日数とか時間につきましては、月に4日以上かつ月20時間以上。また、受入れ自治体における滞在日数は、月1日以上となっているものでございます。

お願いしようと思っている方は、盛岡市出身の35歳の方で今関東のほうで企業人というか、お仕事をされている方です。社会工学博士という資格をお持ちの方でございます。医療とか健診、あと介護データに詳しい方でございまして、町の私たちのちょっと得意としていないところ、苦手なところをお手伝いいただきたいと考えているところでございます。

以上、回答といたします。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

中村委員。

○6番（中村正志君） これから、年度途中なのですけれども、それこそ何か月間かでの契約、委託というふうな、月1回以上とかと言っていたのですけれども、関東のほうからこっちへ来てアドバイスしていくとかというふうな形、どこかで今企業に勤めていて、そういうふうなこと、これはどういうあれから、前々からこういう制度があったのに対して、今そういうふうな方が、まず今来てくれそうだというのであれしたのかどうか、そのいきさつはどういうことですか。

○委員長（細谷地多門君） 健康福祉課長、竹澤泰司君。

○健康福祉課長（竹澤泰司君） こちらの副業型地域活性化起業人の方につきましては、令和6年度に創設された事業でございます。この方につきましては、盛岡市出身で東京都のほうの会社に勤めていらっしゃいまして、出張で軽米町産業開発の横井内さんとたまたまご一緒する機会があって、軽米町のことを知り、ご本人のほうから、ぜひ軽米町に自分の経験、ノウハウ等を生かした形で協力したいということで申入れをいただいております。

こちらの補正につきましては、10月からの半年間を考えております。

この方もいろいろ得意な分野がございまして、実績につきましてはスマート農業、その他交流人口等、様々プレゼントのほうをいただきましたけれども、今回につきましては、健康福祉課のほうの健康づくりの部分、ご協力をいただきたいということで予算を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

[「休憩をお願いします」と言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） 休憩します。

午前10時47分 休憩

午前10時48分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

健康福祉課主幹、日向安子君。

○健康福祉課主幹（日向安子君） それでは、回答をいたします。

町の健康づくりの課題としまして挙げておりますのが、糖尿病の重症化予防でありますとか、あとこれから行なっていきますひきこもり対策というところですとか、あと各種健康に関するプラン、計画づくりというところもあるのですけれども、私ども職員では工夫が足りないといいますか、外部からもっとアドバイスをいただいて新しい民間からの力を借りしながらできるところもあるのではないかなどというところで、専門的な知識をお持ちの今回お願いしようと思っておる先生のお力をお

借りりしたいなと思って、この予算を計上しているところでございます。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

[「はい」と言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） 江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） そうすると、今のに関連してお伺いします。こちらに来てくださったり、あとオンラインでやったりとかということですか、どういう形でこちらに来てくださるのか、ちょっと。

○委員長（細谷地多門君） 健康福祉課主幹、日向安子君。

○健康福祉課主幹（日向安子君） ただいまの江刺家委員のご質問にお答えいたします。

お話しいただきましたとおり、こちらへお越しただくことと、あとオンラインでのアドバイスをいただく、私たちとお話をしながらというところで進めてまいる予定ということを考えております。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） まだ11時には早いのですが、ここで休憩したいと思います。

よろしいですか。

[「はい」と言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） 正面の時計で11時10分から再開したいと思います。

休憩します。

午前10時50分 休憩

午前10時51分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

衛生費はないですね。

[「はい」と言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） 休憩したいと思います。

午前10時51分 休憩

午前11時05分 再開

○委員長（細谷地多門君） それでは、休憩前に引き続き再開したいと思います。

6款農林水産業費、こちらについては、先ほど申し上げました職員の人事費のみということで補足説明なし、質疑を受けたいと思います。ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） 第6款を終わります。

7款商工費、総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） それでは、7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては2万3,000円増額し、5,122万1,000円とするものでございます。27節繰出金の2万3,000円の増額補正でございますが、先ほど歳入予算のほうでご説明申し上げましたが、基金利子の利率の上昇に伴い利子が増額となったことから、その増額部分について繰出金を増額するものでございます。

次に、3目観光費でございますが、48万7,000円増額し、2,726万3,000円とするものでございます。こちらにつきましては、10節需用費、印刷製本費でございますが、令和6年度に作成した観光と物産パンフレットを1万部増刷するものでございます。令和8年度に改訂版を作成する予定でございますが、在庫が残り少なくなり、それまでになくなることから、今回増刷をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 7款商工費について質疑を受けたいと思います。

[「なし」と言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） ないようですので、8款土木費、こちらにつきましても人件費の関係でございます。

[「なし」と言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） 第8款を終わります。

9款消防費、総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） それでは、続いて16ページ、9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費についてご説明を申し上げます。

こちらにつきましては、民地を撤去して上館地区に設置してあります消火栓につきまして、土地所有者の方から居宅新築のため、消火栓を移設していただきたいという要請がございました。その移設に係る費用として185万4,000円を工事請負費に増額するものでございます。

なお、移設場所につきましては、引き続き、その土地所有者の方へお願ひいたしまして、同一敷地内への移設をお願いすることで進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） 消防費、質疑を受けたいと思います。

[「なし」と言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） ないようですので、終わります。

10款教育費、教育委員会事務局教育次長、古館寿徳君。

○教育委員会事務局教育次長（古館寿徳君） 教育費関連の部分につきましてご説明いたします。

予算書は17ページとなります。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費であります。10節需用費の修繕料71万5,000円であります。軽米小学校の水道水受水槽が、設備の定期点検時に経年劣化により修繕が必要であるとの指摘を受けたため、要求するものであります。

12節委託料であります。小軽米小学校の校舎内用の放送設備で一部不通の教室があると、非常時等の通報等も鳴らないという状況です。配線の状態を調査するために委託料を要求しようとするものであります。

17節備品購入費と3項の中学校費に係る備品購入費は、町内小中学校に番号転送機能つきの留守番電話を購入しようとするものであります。

2目生涯学習推進費であります。イベント出演者への謝礼を増額させていただきたいということでお願いするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（細谷地多門君） 10款教育費の説明をいただきました。質疑を受けたいと思います。ございますか。

田中委員。

○1番（田中祐典君） 学校施設ではありませんが、給食センターのことでこの前町政調査会のほうでお話をされたときに水道関係が劣化して、今後大変だというお話をされていました。すけれども、今後についての考え方について、お伺いしたいのですが。

○委員長（細谷地多門君） 教育委員会事務局教育次長、古館寿徳君。

○教育委員会事務局教育次長（古館寿徳君） ただいまの委員のご質問にお答えいたします。

水道のさびの部分ということで配管のほうの劣化が見られるというのは、給食センターのほうから報告のほうをいただいております。給食センター自体ですけれども、平成9年築ということで建築からも年数がたっております。今の段階では、水道の蛇口のほうにフィルターをつけて対応ということでしております。すけれども、いざなは大規模な改修なり、あるいは建て替えなりというような議論のほうは進めいかなければならないというふうには考えております。

ただ、かなりの工事費だったり、あるいはその他の計画との整合性もあると思いますので、総合的にそちらは検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

田中委員。

○1番（田中祐典君） この前聞いたのは、工事で3か月休まなければならないという状態であるので、今はできないというお話ですが、いずれ劣化は進む状態なので、計画性をきっちり立てた状態で措置していかなければ、一気に給食センター不能になる可能性もないわけではないと思いますので、そこら辺、早期な計画性を持った提案をしていく必要があると思いますので、そこら辺、町長から聞きたいのですけれども、ちょっと古過ぎて工事が難航しているという、できないということもありますけれども、今後施設の運営についての考え方があったら、お伺いしたいのですが、よろしいですか。

○委員長（細谷地多門君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 施設の老朽化に関してですが、昨日も雪谷川ダムフォリストパーク・軽米とか、様々ご指摘をいただきております。総合的に、それぞれの劣化状況とか、様々検討しながら、これは1年、2年でどうのこうのという話ではございませんので、中長期的な計画を立てながら、それからまた歳入等を見ながら検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

田中委員。

○1番（田中祐典君） そういうことをしっかりと給食の部分ですので、よろしく早めな計画を進めていただけるように検討をお願いいたします。

以上で終わります。

○委員長（細谷地多門君） 要望でいい、答弁は要らない。

○1番（田中祐典君） はい。

○委員長（細谷地多門君） 10款教育費について、江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 留守番電話装置のことについてお伺いします。

これは、どこかに転送されるとか、そういうものではなくて、例えば何時から何時までぴたっと止めて、本日の業務は終了しましたというような形になっているのでしょうか。

私は、前にちょっと質問したことがありましたけれども、教員の働き方改革でも、忙しくて残業しているときに電話がかかってくると、その電話の対応だけで、やろうとした仕事ができないというのがあって、留守番電話が必要ではないですかということを言ったことがありましたので、そういう形になってよかったです。その対応の仕方についてお願いします。

○委員長（細谷地多門君） 教育委員会事務局教育次長、古館寿徳君。

○教育委員会事務局教育次長（古館寿徳君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらは、着信及びどの番号からというのが指定された携帯電話のほうに転送と

いうのでしょうか、通知だけですけれども、いくような形の措置のほうを想定しております。

○委員長（細谷地多門君） 江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 誰の携帯電話に送られるのですか。

○委員長（細谷地多門君） 教育委員会事務局教育次長、古館寿徳君。

○教育委員会事務局教育次長（古館寿徳君） そちらは、各学校長のほうで当番制にするのか、あるいはどなたか1人を指定するのかというのは、学校のほうで対応のほうは協議していただこうというふうに考えております。こちらのほうからの指定でどなたのというのは、今のところ考えておりません。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 学校の時間外に電話がかかってくるというのは、相当緊急なことなのかなとは思うのですが、そうすると、そういう場合は、例えば救急車に電話をするとか、警察とか、これはあるところの例だったのですが、教員ではなくて、時間外であれば、例えば役場に警備会社の方を頼んでいるわけですけれども、そちらにつながって、これは緊急を要するなというときだけ教員の方につなぐというようなことを聞いたことがあります。そういうふうにするわけではないですか。何かどこかにつながるとなれば、気楽に学校にかけそうな気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） 意味が分かりますか。

[「ちょっと休憩」と言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） 休憩します。

午前11時17分 休憩

午前11時19分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

教育委員会事務局教育次長、古館寿徳君。

○教育委員会事務局教育次長（古館寿徳君） まず、先ほどイメージが挙がりました運動会とか、そういう部分につきましては、学校からの連絡網ということで整備してありますので、そういう部分で担当者のほうが流すものだと思います。

今回の電話機の購入につきましては、とにかく緊急時、本来であれば先生方が学校にいない場合には、鳴って終わりという状況になりますので、そういうふうなものを防ぐと、緊急の場合には、何らかの形で学校と連絡を取れるというような体制を構築したいということで購入させていただきたいというものでございます。

以上でございます。

[「さっきの説明と違うな」と言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） 休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時21分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

教育委員会事務局教育次長、古館寿徳君。

○教育委員会事務局教育次長（古館寿徳君） 申し訳ありません。ちょっと説明のほうが混乱してしまいました。学校の教職員の働き方改革に合わせて留守番電話等による保護者等からの問合せ等に今までよりも対応できる部分は多くなるということで、こちらのほう購入させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（細谷地多門君） そのほか。

[「なし」と言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） それでは、第10款教育費を終わりたいと思います。

◎議案第10号の審査

○委員長（細谷地多門君） 議案第10号 令和7年度軽米町水道事業会計補正予算（第2号）、水道事業所長、神久保恵蔵君。

○水道事業所長（神久保恵蔵君） それでは、議案第10号 令和7年度軽米町水道事業会計補正予算（第2号）の提案理由についてご説明申し上げます。

詳細につきましては、本会議場で説明しておりますので、内容について説明申し上げます。水道事業の営業外費用では、令和6年度の一般会計でも説明ありましたとおり、令和6年度借入れ分の利率が当初の見込みより増となりましたので、今回予算に不足が生じましたので、補正するものでございます。

また、資本的支出の建設改良費については、管理用備品、これは組立て式給水タンクの購入のため予算に不足が生じたもので、今回補正するものです。金額は18万8,000円となります。この組立て式給水タンクは、災害発生時に飲用水を円滑に供給するためのものでございます。想定されるのは、断水があった場合に避難所等に給水タンクを設置しまして、あと今保有しています給水タンクによりピストン輸送して円滑に給水するものでございます。

説明は、以上となります。

○委員長（細谷地多門君） 議案第10号について説明をいただきました。質疑を受けたいと思います。どなたかございますか。

[「なし」と言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） ないようですので、議案第10号を終わりたいと思います。

◎議案第11号の審査

○委員長（細谷地多門君） 議案第11号 令和7年度軽米町下水道事業会計補正予算（第2号）について、地域整備課長、神久保恵蔵君。

○地域整備課長（神久保恵蔵君） 続きまして、議案第11号 令和7年度軽米町下水道事業会計補正予算（第2号）の提案理由についてご説明申し上げます。

詳細につきましては、本会議において説明しておりますので、内容について説明いたします。これは、県道二戸軽米線、県で今整備しています県道二戸軽米線の工事に伴う下水道管が道路工事で支障となりましたので、その下水道管を移設するための設計費でございます。

これは、県の補助により実施するものでございます。金額は1,505万9,000円となります。

説明は、以上となります。

○委員長（細谷地多門君） 議案第11号、説明が終わりましたが、質疑を受けたいと思います。ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） 議案第11号を終わりたいと思います。

◎議案第12号の審査

○委員長（細谷地多門君） 議案第12号 財産の取得に関し議決を求めるについてを議題といたします。

教育委員会事務局教育次長、古館寿徳君。

○教育委員会事務局教育次長（古館寿徳君） 説明は、本会議場で行わせていただきましたので、補足の説明等はございません。

よろしくお願ひいたします。

○委員長（細谷地多門君） 議案第12号についての補足は特になしということでございます。質疑を受けたいと思います。ございますか。

[「なし」と言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） なしということですので、議案第12号を終了します。

◎総括質疑

○委員長（細谷地多門君） ここで冒頭しゃべっていました質疑漏れとか、様々そういう部分で受けたいと思います。

これまでの議案の中で質疑漏れ等あったら、総括的な質疑を受けたいと思うので

ですが、質疑するときは、議案第何号のどの部分と答弁者に分かるように説明をして質疑をしてください。よろしいですか。

田中委員。

○1番（田中祐典君） 財産管理という部分での不動産鑑定……

○委員長（細谷地多門君） さっきの補正ですね。

○1番（田中祐典君） 補正です。

○委員長（細谷地多門君） 議案第9号。

○1番（田中祐典君） 議案第9号の補正の……

○委員長（細谷地多門君） どの部分。

○1番（田中祐典君） 議案第9号の伐採の部分と……

○委員長（細谷地多門君） 補正予算。

○1番（田中祐典君） 補正予算の米田地区の伐採の件と、あと不動産鑑定で笛渡地区の部分の不動産鑑定をするということなのですが、詳しく説明をお願いしたい。

○委員長（細谷地多門君） 中身について。

○1番（田中祐典君） 中身について、鑑定して売却するという計画の下で。

○委員長（細谷地多門君） 総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） 補正予算で計上いたしました財産管理費の不動産鑑定業務委託料のことございますが、これにつきましては、先ほどの説明に尽きると思うのですが、遊休施設となっております元教員住宅、あと旧保育園、こここの跡地の有効活用を図ることと、あるいはそれを売却することという選択がございますが、今回ここを売却する方向で事業を進めるということから、その適正な価格を評価いただくということで業務を委託したものでございます。

その鑑定結果を基に広く売却について工事して入札をして、売却を進めてまいりたいというふうな形で計画しております。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

田中委員。

○1番（田中祐典君） その経緯でいきますと、建物は壊して整地するという形ですか。建物が建った状態での評価なのかという部分もありますし、まだ1軒人が入っているわけですけれども、その対応については、どういうふうに考えているのかという部分をお聞かせいただきたい。

○委員長（細谷地多門君） 総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） ただいまのご質問でございます。建物につきましては、取り壊して平地にしてということではなく、そのまま除却等の経費等も含めた形での鑑定をするという、建物評価もしまして、幾らになるかということで見積もっていましたこととしております。

なお、まだ教員住宅に入居されている方がいらっしゃるというのは、それは確認しておりますが、近くの町営住宅の空きもございますし、実際は、そこの教員住宅よりもそちらのほうが快適でもあろうかと思いますし、その点については、今地域整備課とともに、その対応のほうを進めておるところでございます。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） 田中委員。

○1番（田中祐典君） そういうこと、今いる住宅の人たちの話合いは進めつつ、今のあれを進めているということで理解してよろしいですか。

○委員長（細谷地多門君） 総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） 当然ながら居住者がいらっしゃる中で売却という話にはなりませんので、その辺は並行して協議を進めて、転居いただくことを想定した形が確実となった時点で、この事業の執行を開始するというような形にしてまいりたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 田中委員。

○1番（田中祐典君） では、全面評価して、保育園、住宅、全部の売却を、計算が出た時点で売却を公表して販売していくことの理解でよろしいですか。

○委員長（細谷地多門君） 総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） 先ほど申し上げましたとおり、居住者のほうがしっかりと整理、整理といいますか、解決した後でということで考えております。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

○1番（田中祐典君） はい、いいです。

○委員長（細谷地多門君） そのほか。

中村委員。

○6番（中村正志君） 議案のあちこちに出てきたのですけれども、一般県道二戸軽米線の関連で決算とか予算にも出てはいましたけれども、私たちの認識では、来年度から工事が始まるのかなと思っていたら、もう既に関連工事等が、役場の下のほうから進められてきているのですけれども、この県道二戸軽米線の現時点、知っている範囲でいいのですけれども、今後の工事の進み具合というのは、どのようになっているか。県の事業ですからあれですけれども、分かる範囲で教えていただけませんでしょうか。

まだ地権者とどうのこうのとか、また壊さなければならぬことにもなるわけではないかと思うのですが、その辺教えていただければと思います。

○委員長（細谷地多門君） 地域整備課長、神久保恵蔵君。

○地域整備課長（神久保恵蔵君） 中村委員の質問にお答えします。

補償費のほうが順調に進んでおりまして、中学校の入り口の左側部分はまだ残っ

ておりますけれども、契約のほうは進んでいることを聞いております。あと高校の自転車置場までは広い道路でいって、そこ以降はすりつけの部分があるのですが、用地的な買収は全て完了していることも聞いております。

一部最終的に前の校長先生の住宅があった付近、ちょっとすりつけの部分がちょっとまだ若干残っていることは確認していますけれども、こちらの拡幅になる、バイパス的になる部分については、用地買収も順調に進んでいるということで聞いております。自転車置場まで、聞いております。

あと工事につきましては、令和7年3月に役場の下の信号のところを発注しまして、皆さん見てのとおり順調に進んでおりますので、今現在その2工事といいますか、本年度分の工事の入札公告中と伺っております。

ちょうど今やっている部分、旧といいますか、稻森製材所があった箇所を順次今 の工事に續いて進めていくという話で伺っております。

インターネットにも載っておりますけれども、令和9年度に、その自転車置場付近まで形状を、最終完成には至らないのですが、形状的に新しい道路の形が分かるように、その計画に沿って順次進めていきたい。早期にまず完成を目指していきたいということで県のほうから回答をいただいております。

説明は、以上となります。

○委員長（細谷地多門君） 総括的な、これまでの議案について質疑漏れがあったら、申し述べてください。ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） ないようですので、終了したいと思います。

それでは、議案第1号から議案第12号の部分でまとめたいと思いますので、当局の方は退席を願います。

[当局退席]

○委員長（細谷地多門君） 皆さんにお諮りします。

このまま進めますか、それとも休憩しますか。

[「いや、そのままで」と言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） 休憩しないで。

[「はい」と言う者あり]

○議案第1号から議案第12号の討論、採決

○委員長（細谷地多門君） 議案第1号から議案第12号までの議案の中で、議案に反対の方はありますか。

江刺家委員、何号に反対。

○5番（江刺家静子君） 後期高齢者の歳入歳出決算。

○委員長（細谷地多門君） 議案第6号ですか。

〔「6号です」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 議案第6号になっていました。後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、のこと。

○5番（江刺家静子君） はい。あと国保。

○委員長（細谷地多門君） あとは、何号。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 議案第4号、決算は議案第4号。令和6年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第4号、議案第6号。以上。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 議案第4号、議案第6号。

○5番（江刺家静子君） 議案第4号、議案第6号について反対。

○委員長（細谷地多門君） そのほかは反対はなし。

○5番（江刺家静子君） そのほかは、まだ今ちょっと……

○委員長（細谷地多門君） いや、まだというか、採決しなければならない。

〔「特別委員会の結論を出さなければいけない」

と言う者あり〕

○5番（江刺家静子君） 議員定数について何とかというの、また別ですか。

○委員長（細谷地多門君） それは違う。発議案が本会議上に、私がしゃべって出てから

の話。

○6番（中村正志君） まだ提案していないから。

○委員長（細谷地多門君） 今議案第1号から議案第12号までの議案について諮っているのだから、よろしくお願いします。

それでは、江刺家委員は、議案第4号、議案第6号について反対ということです。そのほか皆さん、ないですね。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） そうすると、議案第4号については、どの辺と言えば何ですけれども、どういうことに反対ですか、おおよそ、大まかでいいですが、議案第4号、議案第6号について述べてもらって。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） いや、討論の関係があるでしょうから。皆さん、聞いてください。

○5番（江刺家静子君） 子供の均等割について、日本一の子育てをうたっている軽米町としても、子育て支援に対して、これは逆行している。軽米町だけではないのですが、まず逆行しているのではないかということで、均等割の免除を求めるということで

とです。

○委員長（細谷地多門君） あとは議案第6号。

○5番（江刺家静子君） 後期高齢者のほう……

○委員長（細谷地多門君） 議案第6号は、どういう内容。

○5番（江刺家静子君） これは、後期高齢者は、2年に1度の保険料の見直しとかあるのですけれども、繰越金といいますか、基金が大分積み立てられているにもかかわらず、まず物価高騰で年金も上がらないときに、また保険料が上がっているということと、それから今度9月30日から病院の窓口での負担がこれまで3,000円だった方が、1万3,000円だかに引き上げられるのです。そういうことで、この物価高騰の中、年金も上がらないときに、大変負担が重いということです。

○委員長（細谷地多門君） そういう内容で討論したいということですね。

それでは、一部反対がありましたので、採決は、1、2、3、4、5回か。

○議会事務局長（関向孝行君） まず、反対のあった議案第4号、これが1件、議案第6号、これが1件で2件です。それで、賛成多数というか、全員賛成の分をやらなければならないのですけれども、議案第1号、議案第2号、決算を除いて、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、これを1回やります、一括でやります、これが3つ目。4つ目が、決算の認定となりますので、議案第3号、議案第5号、議案第7号、議案第8号、これを一括でやって、全体で4回に分ける、採決を。お願いします。

最初は、反対からお願いします。議案第4号から。

○委員長（細谷地多門君） それでは、委員会としての採決を諮りたいと思います。

一部反対がありましたので、議案第4号 令和6年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りします。

認定について賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（細谷地多門君） 起立多数で可決です。

それでは、議案第6号 令和6年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りします。

認定について賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（細谷地多門君） 賛成多数。

それから、議案第1号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例、議案第2号 財産の譲渡に関し議決を求めることについて、それから議案第9号 令和7年度軽米町一般会計補正予算（第3号）、議案第10号 令和7年度軽米町水道事業会計補正予算（第2号）、議案第11号 令和7年度軽米町下水道事業会

計補正予算（第2号）、議案第12号 財産の取得に関し議決を求めるについてまでの議案は、全会一致で賛成ということでおよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） これは、全会一致で賛成ということで可決です。

それから、認定部分に関して、先ほどは議案第4号、議案第6号を採決しましたが、その議案第4号、議案第6号を除く議案第3号 令和6年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第5号 令和6年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第7号 令和6年度軽米町水道事業会計決算の認定について、議案第8号 令和6年度軽米町下水道事業会計決算の認定についての認定に関することについて採決しますが、全会一致で賛成ということでおよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） それでは、結果はそれでいいのだよね。

委員会のまとめを、委員長報告をするわけですが、何か申し述べたいというか、付け加えたいことがあれば、委員長として、そうだなというのであれば列記しますし、そうでなければ列記しませんので、しゃべったからといって、みんなくむわけではございませんが、申し訳ありません。何かあれば。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 特になし。

◎閉会の宣告

○委員長（細谷地多門君） それでは、特別委員会に付託された部分で、特別委員会は、これで一切閉じたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 閉会します。ありがとうございました。

（午前11時46分）